



全剣連 第420号
平成23年8月24日

各都道府県剣道連盟
専務理事・理事長 殿

財団法人 全日本剣道連盟
専務理事 福本修二
[公印省略]

剣道称号審査における「教士筆記試験」および「錬士小論文提出」の免除に関する
加盟団体での取扱いについて

日頃、全剣連の諸事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきましては、剣道称号「教士」審査で「全剣連社会体育指導員（上級）」を成績優秀にて認定された者は筆記試験を免除、また剣道称号「錬士」審査で「全剣連社会体育指導員（中級）」を成績優秀にて認定された者は小論文提出を免除するという特典が承認されております。

今年度(23年度)より、中級上級とともに、認定者ならびに認定の条件を充たした者について、「全剣連社会体育指導員（上級）」認定者は剣道称号「教士」筆記試験の免除、「全剣連社会体育指導員（中級）」認定者は剣道称号「錬士」の小論文提出免除の対象者とすることにいたしました。

つきましては、貴剣連における上記剣道称号審査の推薦にあたり、受審申請書（本人用）と候補者推薦書を記入するとともに、剣道称号「錬士」受審者は「全剣連社会体育指導員（中級）の証」の写し、剣道称号「教士」受審者は「全剣連社会体育指導員（上級）認定証」の写しを添付し、申請願います。

また、各都道府県剣道連盟の推薦にあたっては「称号・段位審査規則、細則、実施要領」の通りとし、加盟団体の選考を経て加盟団体会長より推薦願います。

なお、加盟団体で剣道称号の申請にあたり「日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技についての能力」の認定において別に定めのある場合は、その部分について加盟団体の方式に従うものとします。

追記 「全剣連社会体育指導員養成講習会」受講資格の変更について、周知のほど宜しくお願ひいたします。

以上